

引取業を行うにあたって

1 引取業者とは

引取業者は、自動車リサイクル法（以下、単に「法」といいます。）に基づき自動車の最終所有者から使用済自動車を引き取り、その装備（カーエアコンの搭載、エアバッグ類の有無）を確認して、フロン類回収業者又は解体業者に引き渡す役割を担っており、宮城県内（仙台市を除く。）の事業所で引取業を行うには、知事の登録を受ける必要があります。（法第42条）

引取業者は、引取りを依頼された車両について、中古車として購入するのか、使用済自動車として、解体にまわすのかを車両の所有者と協議・判断し、使用済自動車をリサイクルルートに乗せるきわめて重要な役割を担っています。

2 引取業を行うために必要なこと

(1) 引取業者の義務について

● 引取義務（法第9条）

使用済自動車の引取りを求められたときは、その使用済自動車についてリサイクル料金等が資金管理法人に支払われていることを確認して、これを引き取ること。

● 引取証明書の交付義務（法第80条）

使用済自動車を引き取ったときは、最終所有者に対し、使用済自動車1台ごとに引取証明書（引取業者名、引き取った使用済自動車の車台番号、引取依頼者名、引取年月日及び引き取った使用済自動車のリサイクル料金が記載されている書面）を速やかに交付すること。

● 引渡義務（法第10条）

使用済自動車を引き取ったときは、その使用済自動車についてフロン類が充てんされたカーエアコン搭載の有無を確認し、搭載されている場合は、フロン類回収業者へ、搭載されていない場合は、解体業者へ速やかに使用済自動車を引き渡すこと。

<注意事項！>

◎正当な理由がある場合を除き、引取りを求めた者から使用済自動車の引取りを拒むことはできません。（正当な理由：天災、使用済自動車への異物混入がある場合等）

◎使用済自動車にフロン類が充てんされているカーエアコンが搭載されているにもかかわらず、フロン類装備がない使用済自動車として移動報告を行うことや、エアバッグ装備があるにもかかわらず、エアバッグ装備無し使用済自動車として移動報告を行うことは違法行為です。

● 移動報告の義務（法第81条）

① 使用済自動車を引き取ったとき

② フロン類回収業者又は解体業者に使用済自動車を引き渡したとき

以上の場合には、自動車リサイクルシステムにより情報管理センターへの移動報告を行うこと。

● 標識の表示（法第50条）

事業所ごとに、公衆の見やすい場所に引取業者であることを示す事項、氏名又は名称、登録番号を記載した標識（縦及び横それぞれ20cm以上）を掲げること。（登録通知書を掲示することで、対応することも可能です。）

(2) 自動車リサイクルシステムへの事業者登録について

移動報告は、パソコン又はFAXを利用して行うことができますが、移動報告を行うには、自動車リサイクルシステムへの事業者登録が必ず必要になります。

登録の方法については、自動車リサイクルシステムのウェブサイト

(<http://www.jars.gr.jp/>)を参照して頂くか、自動車リサイクル事業者情報登録センター（050-3786-8822（平日9:00～18:00、土日祝日休業））に直接お問い合わせ下さい。

(3) 廃棄物処理法の遵守について

イ 廃棄物処理法上の使用済自動車の取扱について

使用済自動車はその金銭的価値の有無にかかわらず全て廃棄物処理法上の廃棄物として扱われますので、その処分・収集又は運搬、保管にあたっては、廃棄物処理法に基づく廃棄物処理基準に従う必要があります。

ロ 引取業者の廃棄物処理法に係る特例について

- ・その事業の範囲内における使用済自動車の運搬・積替保管にあたっては、廃棄物処理法の収集運搬業許可は不要です。
- ・フロン類回収業者又は解体業者に使用済自動車を引き渡す際に、廃棄物処理法に基づく委託契約書を両者の間で締結する義務はありません。
- ・廃棄物処理法上の産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付も不要です。

<注意事項！>

◎使用済自動車の運搬を他人に委託する場合には、廃棄物処理法に基づく一般廃棄物又は産業廃棄物収集運搬業の許可を持った事業者に委託することが必要です。この場合、使用済自動車産業廃棄物である場合には、廃棄物処理法上の産業廃棄物管理票（マニフェスト）は不要ですが、委託契約書は必要です。

◎他の引取業者が引き取った使用済自動車の運搬を受託する場合は、一般廃棄物又は産業廃棄物収集運搬業の許可が必要です。（特例は、あくまで自らが引取りを行った使用済自動車について、廃棄物処理法上の許可が不要となるものです。）